２０２１年１２月県議会　一般質問

12月14日 宮本しづえ

　日本共産党の宮本しづえです。

岸田第二次内閣がスタート、約36兆円と過去最大規模の補正予算案が提案されました。しかし、重点施策のコロナ対策でも、必要な人に支援が届かず、事業者支援も不十分、一方、7700億円越えの多額の軍事費が盛り込まれるなど、憲法改悪を狙う軍事優先の危険な政権の実態が明らかになっています。コロナ感染症で疲弊し、新たな変異株確認による経済活動への影響拡大が懸念される元で、国民、県民に寄り添った政治こそ求められています。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

　新型コロナ感染症の新規感染者が急激に減少していますが、その原因は未だ解明されていません。その一方で、南アフリカを中心にデルタ株を超える感染力を持つとされる新たな変異種オミクロン株が日本でも確認され、既に世界の52か国に拡大、ＷＨОも懸念すべき変異株に指定、日本政府は外国人の入国を停止する措置をとりました。

　新たな変異株が確認されている中、本県のみならず、全国の感染状況も踏まえながら、今後、感染拡大が生じた場合には、直ちに人流抑制を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

　オミクロン株は既に市中感染の状況にあるのではとの専門家の指摘もあります。

新たな変異株の国内での確認と世界的な広がりを踏まえ、全ての陽性者のゲノム解析をすべきと思いますが、県の考えを伺います。

今後第６波に備え、感染爆発時の対策、とりわけ命に直結する医療提供体制の確保が極めて重要であり、第５波の総括から教訓を引き出す必要があります。当時の菅政権が、感染者を「原則自宅療養」とする方針のもと、全国では８月１か月だけで自宅で命を落とした人は２５０人に上りました。本県でも１日の最大数は新規感染者230人、入院者数440人、自宅療養者442人、宿泊療養施設177人、自宅での入院先調整41人で、自宅にいた人が入院者を上回りました。

原則入院対応としてきた本県が、何故これほどの自宅療養者や自宅での入院先調整者を生み出してしまったのか、原因を明らかにすべきです。

そこで、第５波の深刻な状況を踏まえた教訓を、今後の感染拡大に備えた医療提供体制にどのようにいかすのか、知事の考えを伺います。

岸田政権も第５波の国の対応への反省はなく、今も原則自宅療養の方針を撤回しないばかりか、２０万床削減の地域医療構想、公的病院の統廃合計画も撤回していません。そのうえ、消費税を財源に病床削減の方針も強行、2020年度は全国で3401床の削減となり56億7千万円の交付金が交付されました。

本県における直近の病床の減少状況を伺います。

県内では現在６３７床のコロナ対応病床があり、第6波に向け750床に増床する計画であると伺っています。

今後の感染拡大に備えた新型感染症患者の受入病床について、確保の見通しを伺います。

　医療関係者からは、コロナ収束となれば確保病床が削減の対象にされるのではないかとの危惧が強まっています。

新型感染症の影響を踏まえ、急性期病床数を半減するとしている地域医療構想を見直すべきと思いますが、県の考えを伺います。

　わが党議員が9月議会でも取り上げたコロナ感染症の後遺症について、唯一感染者を把握している県として調査をおこなうよう求めました。感染者が誰なのか個人情報保護の観点から明らかにされていないため、後遺症があっても名乗り出づらく相談しにくい実情があります。

新型感染症の後遺症について、相談窓口を設置するとともに、対症療法の開発や医療費の助成を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

コロナ禍の下で、特定検診、がん検診などの各種検診の受診抑制が問題になっています。日本対がん協会などの発表によれば、2020年のがん検診受診率は前年比で3割減となり、主な5種のがんで約4万5千人の診断が遅れたと推計、今後は進行したがんが見つかるケースが増え、予後の悪化や死亡率の増加が懸念されると警告しています。

県民の健康づくりを県民運動として取り組んできた県として、各種検診の受診率低下を重く受け止め、がん検診の受診率向上に取り組むべきと思いますが、県の考えを伺います。

二、再生可能エネルギーの推進について

　ＣОＰ２６で、日本は再び環境団体から温暖化対策に後ろ向きだとして「化石賞」を受賞しました。最大の原因が石炭火力発電からの撤退を表明しないことでした。本県は、石炭火力発電の集中立地県の1つとなっており、現在１４基の石炭火力発電が稼働しています。気候ネットの試算によれば、県内の火力発電施設から排出するＣО２の総量は4500万トンを超え、県内の調整後の年間間接排出量1512万トンの3倍の量であり、この廃止は国だけでなく県の課題として捉えるべきです。

県内各地で大規模メガ発電設備が計画され、地域の環境を壊す乱開発と一体で進められてきたこと、地域の共有の資源が県外、国外の資本によって儲けの対象とされ、県内に残るのは環境悪化と自然災害の危険性だけというのは、余りにも悲しい現実ではないでしょうか。

県は現在、再生可能エネルギー推進ビジョンを見直し中です。素案では、２０３０年の再エネの割合を７０％にする計画です。再エネ先駆けの地を目指す本県がこれまでのような推進方法で県民の理解が得られるのか、検証が必要です。

今回の再エネビジョン見直しでは、これまでのやり方を反省し、地域主導の再エネに転換すべきです。計画でも、言葉では地域主導型を推進するとしています。

県は、地域主導型の再生可能エネルギーの導入をどのように推進していくのかお聞かせください。

須賀川市で住民が立ち上げた「株　ふくしまエネルギー塾」の取締役谷藤さんは、市民参加のソーラー発電事業にすることで、地域にお金が下りて循環型の経済活動になる。地域内の資金による整備では、売電料金の58％が地域内で循環するが、県外資金では地域内循環は12％に過ぎないと試算、地域主導が地域経済にも効果がある。同時に、現行の固定買取り制度では小規模なソーラー発電では採算がとれない、制度の見直しが必要と指摘します。

帝国データバンクの調査では2018年は、全国の太陽光発電事業者1万7841社のうち1571社が赤字、倒産は96件で今後も増加するだろうと予測しています。国の第6次エネルギー基本計画では、２０３０年の再エネ割合は36～38％に過ぎません。

小規模な太陽光発電事業についても採算性が確保できるよう、固定価格買取制度の見直しを国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

県は住宅用太陽光発電設備に1ｋＷ当たり4万円を補助、多くの市町村も独自上乗せ補助を実施していますが、もっと引き上げてくれると県民が参入し易くなり導入も進むとの声も寄せられています。現在の初期投資は、1kw当たり26万6千円、平均積載量は4.5kwなので120万円の初期投資となります。県補助金は16万円限度のため、100万円を超える自己資金は大きな負担です。

住宅用太陽光発電設備の導入への補助は、蓄電池への支援と併せて、初期投資額に近い金額に引き上げるべきと思いますが、県の考えを伺います。

現在、県内各地で大規模林地開発を伴うメガ発電設備が計画され、林地開発許可が相次いで出されています。下流域住民からは、激化する集中豪雨に調整池が耐えられるのか、固定価格買取期間終了後の管理など、多様な不安と疑問が寄せられています。

先日、既に林地開発許可が出た福島市高湯の先達山太陽光発電計画地域の方からお話を伺いました。福島地方気象台に降る雨の量と吾妻山の降雨量は全く違うと言います。事実、福島市内に大被害をもたらした1986年の8.5水害時は、気象台が264ミリに対し、鷲倉では381ミリと1.4倍、2年前の東日本台風時は、1.5倍の開きがありました。

姥堂に住む方は、「父親から「先達山は集中豪雨があると山が崩落する危険がある。絶対に山を切り開くことは止めなさい。」と強く指導されてきた。60年前に土砂災害が発生し3人の死者が発生した。一人は首だけ地面から出ていたので助けられた。その生の光景を見ているので、何としても山の開発は防がなければとの思いで署名を集めた」と話しています。地域に長く住んでいるからこそわかる危険性だと感じました。

県は、開発計画により、調整池もできるので一定雨量まではむしろ安全性は高まると説明しますが、開発計画では400万㎥もの土砂を動かし、地域の雨量への対策も安全と言えないと、住民は危惧しているのです。

調整池の設計に当たっては、県内を４区分する降雨強度式が基準として使われていますが、同じ区分内でも実際の雨量に差があることから、地域の実情に合わなくなっているのではないでしょうか。

そこで、林地開発許可における調整池の設置に当たり、地域の降雨量に則した基準を用いるべきと思いますが、県の考えを伺います。

太陽光発電設備の耐用年数が経過した後の処分について、国は今年度から処分費用の備蓄を事業者に義務付けました。

大規模な再生可能エネルギー発電設備等について、適切な管理や事業終了後の現状回復が行われるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

三、盛土の安全確保について

　県は県内684箇所の盛土調査で災害発生の恐れがある箇所は無いと発表したことに対し、福島市上山口地区住民から「違和感がある、この地区の盛土箇所の安全対策を講じてほしい」との要望が寄せられました。

そこで、福島市山口地区の盛土箇所について、危険はないと判断した理由を伺います。

盛土の安全確保に関する規制について、早期の法制化を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

四、原発事故避難者の支援について

　福島第一原発事故から既に10年9か月が経過しましたが、今なお県の発表だけでも3万4千人を超す避難者が避難生活を継続、故郷に戻れていない方は避難地域市町村発表を含めると7万人に上ります。生活費の賠償が打ち切られた下で、生活に困窮する世帯が増加、ある社協からは支援活動してきた団体にフードバンクをやってもらえないかとの話が来たと報告されています。

「だれ一人取り残さず支援する」、新たな県の総合計画のスローガンに照らしても、県外の生活再建支援拠点や県内の生活支援相談員を通じた丁寧な実態調査に基づく支援策の再構築が求められています。

避難者の生活実態を調査し、支援策に反映すべきと思いますが、県の考えを伺います。

　避難地域の農業再建に向けては、補助金で各種事業が取り組まれてきましたが、農業の再建は目標に及ばず、更に5年後まで延長せざるを得ませんでした。国も県も20億から100億円規模となる葛尾村や浪江町の酪農施設のように、大規模農業支援に莫大な補助金を付けてきましたが、避難地域でも農家は家族経営型が主であり、実態に見合った支援こそ必要です。

そこで、避難地域の営農再開に向け、農家の意見や要望を丁寧に聞き取り、支援の在り方を検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

五、高齢者福祉施策について

1、補聴器購入補助について

　高齢者が難聴によりコミュニケーションや社会活動が減少、国の認知症対策オレンジプランでも、難聴が認知症の危険因子の一つと位置付けられています。

ＷＨОは人口の5％が難聴者と推計、日本に換算すると600万人に上りますが、日本補聴器工業会は1430万人と推計しています。難聴改善のためには、中程度の早いうちに補聴器を使うのが効果的だと言われており、ＷＨОは41デシベル程度の段階からの装着を推奨しています。高齢者の補聴器使用が欧米の40から50％台に比して、日本が14％と低いのは、欧米では41デシベル以上から公的給付の対象となるのに、日本では70デシベル以上からです。購入には平均20～30万円かかるとされるため、全国で独自に補聴器購入補助を行う自治体が増えています。

高齢者の認知症予防のため、補聴器の購入費用を補助すべきと思いますが、県の考えを伺います。

2、介護保険施設入所者の特定入所者介護サービス費の制度見直しについて

　2005年10月の介護保険制度見直しにより、施設入所者の居住費、食事費が保険外負担とされました。現在の負担額はユニット型では、居住費1日2006円、食事費は1日1445円となり、1か月では10万3530円に上ります。ここに介護保険の1割負担金が加わり、1か月の自己負担金は少なくても14万円、通常18万円程度の高額となってしまいました。

国は、低所得入所者対策として、これらの一部を補助する特定入所者介護サービス、いわゆる補足給付制度を設け、当初は非課税世帯で預貯金1人1000万円、夫婦で2000万円以下を対象としていましたが、今年8月から、預金は原則1人500万円以下、本人と世帯の収入に応じ個人負担が増額となりました。最大では月額6万8千円の負担増となります。厚労省によれば、この制度の利用者は100万人、今回の見直しにより27万人が負担増になり、国費ベースでは100億円の削減になると見込んでいます。

8月に改定された介護保険施設入所者の居住費及び食費を軽減する特定入所者介護サービス費について、７月と８月の給付件数及び金額の差を伺います。

せめて葬儀費用は家族に迷惑かけたくないと、細々と貯めてきた僅かな預金まで引きはがす血も涙もないやり方が、高齢者を苦しめているのです。

特定入所者介護サービス費の給付要件である所得や預貯金等の額について、8月の改定前に戻すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

六、生活困窮世帯等への支援施策について

コロナ禍の下で、不安定雇用労働者の雇止めが相次ぎ、低年金で仕事をしなければ生活できない高齢者の仕事も減少、就労意欲があるのに仕事が無く生活に困窮する世帯が増加しています。

国は障がい者を含むこれらの人たちに対して、自治法施行令で公共事業を入札によらずとも発注できる「優先発注」を認めています。

生活困窮者は、自立支援センターが生活困窮者認定就労訓練事業を事業者に委託しますが、殆ど活用されていないと指摘されています。

認定就労訓練事業の周知と活用促進を図るべきと思いますが、県の考えを伺います。

県内の高年齢者の就労機会を確保するため、高年齢者の就業支援団体への発注促進に取り組むべきと思いますが、県の考えを伺います。

国は、生活困窮者自立支援金の再給付を行う方針ですが、1回目の給付が見込みを大きく下回りました。総合支援資金の貸し付けを限度まで受けていることや、繁忙期の農家にまで就職活動を週に1回以上義務付けるなど、支給要件が現実的でないからです。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給要件を緩和し、生活困窮世帯が漏れなく受給できるよう国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

以上で質問を終わります。